

参考資料 12

奨学金事業への理解を深めていただくために

〔報道等を見て関心を持たれた皆様に向けたデータ・ファクト集〕

平成29年11月

独立行政法人 日本学生支援機構

目次

はじめに	2	郵便物の返送件数	32
1. 奨学金事業の重要性		延滞者数	33
理念	5	延滞債権額	35
沿革	7	新規返還者の返還率	37
規模（累計／年間）	8	4. 返還困難時のセーフティネット	
貸与学生の割合	10	セーフティネットの概要	40
学校種別の貸与状況	11	減額返還制度	41
貸与学生の在籍校数	12	返還期限猶予制度	43
元奨学生の声	13	扶養への配慮	45
元奨学生等からの寄附	15	5. 延滞者への対応	
2. 奨学金の貸与		延滞者への対応の必要性	47
貸与金額・人数	18	対応の流れ	48
第二種奨学金の貸与利率	19	延滞3か月までの対応	49
平均貸与総額	21	延滞4か月から9か月の対応	50
貸与・返還シミュレーション	22	個人信用情報機関への登録	51
保証制度	23	延滞9か月以降の対応	53
特に優れた業績による返還免除制度	25	訴訟	54
3. 奨学金の返還		6. 奨学金制度の拡充	
返還の重要性	27	給付奨学金の創設	56
事業費に占める返還金の規模	28	貸与奨学金（無利子）の大幅な充実	57
総貸与残高・要返還債権残高	29	返還制度の改善	58
返還者数	31	おわりに	59

はじめに

最近、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金に関し、様々な報道や出版等がなされて

いますが、これらの中には、誤解に基づくものも散見されます。

このような報道、出版等の影響により、「奨学金を利用して大学等で学びたい」と考
えている学生・生徒の皆さんがある程度に不安を煽られ、進学や学業継続を断念してしま
わないか、JASSOではこのことを最も懸念しています。

そこで、実際のデータやファクト（事実）に基づき、奨学金事業に対する理解を深め
ていただきために、この資料を作成しました。奨学金事業に関心を持つ多くの皆様に、
ご一読いただければと思います。

1. 奨学金事業の重要性

教育の機会均等

JASSOの奨学金事業は、日本国憲法第二十六条第一項

「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」

の定めによる「教育の機会均等」の理念の下、実施されている国の事業です。

能力があるにも関らず、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないよう、学生を支援することを目的に、JASSOは奨学金事業を実施しています。

日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、**その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利**を有する。

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、**ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず**、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 二 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 三 国及び地方公共団体は、**能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者**に対して、**奨学の措置**を講じなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年六月十八日法律第九十四号）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構は、**教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助**を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

JASSOは、**教育の機会均等の理念の下**、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な方に対する**奨学金事業等の学生支援事業**を実施するために設置された独立行政法人です。

昭和18年10月

大日本育英会

昭和28年8月

日本育英会

平成16年4月

日本学生支援機構

国の奨学金事業の始まりは、昭和18年10月に創設された「大日本育英会」にまでさかのぼります。昭和19年4月29日には、天皇陛下（昭和天皇）から金100万円のご内帑金を下賜いただき、これらの資金を基として奨学金事業が開始されました。

「教育の機会均等」の理念の下に実施されてきた奨学金事業の志は、平成16年4月に独立行政法人として設立されたJASSOにしっかりと引き継がれています。

1,246万人

18兆円

昭和18年度から平成28年度までの74年間に、JASSO（旧大日本育英会、旧日本育英会）が
奨学金を貸与した**学生数***と**貸与金額**の累計です。

JASSOの奨学金事業は、多くの学生を支援し、我が国の高等教育を支えてきました。

* 「学生数」は、延べ人数です。

131万人
1兆円

平成28年度には、**131万人**の学生に**1兆465億円**の奨学金を貸与しました。

この額は、**我が国全体の奨学金事業の90%** ※を占めます。

※ 奨学事業に関する実態調査（平成25年 JASSO）



38%

2.7人に1人

平成28年度にJASSO奨学金の貸与を受けた学生131万人は、我が国の高等教育機関※1の学生（347万人※2）の38%に相当します。

2.7人に1人の学生がJASSOの奨学金を利用していることになり、奨学金事業は、今や、
我が国の重要な社会インフラとなっていると言えます。

※1 ここでは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程）を指しています。

※2 大学・短期大学・高等専門学校の学生数は学校基本調査報告書、大学院・専修学校（専門課程）の学生数はJASSOの調査によります。

学校種別の貸与状況

平成28年度

	(単位:人)			
	奨学生数 (A)	全学生数 (B)	割合 (A/B)	何人に 1人
大学	970,298	2,567,030	37.8%	2.65
短期大学	55,876	124,374	44.9%	2.23
大学院	62,357	195,145	32.0%	3.13
高等専門学校	4,366	54,553	8.0%	12.49
専修学校 (専門課程)	216,980	531,971	40.8%	2.45
合計	1,309,877	3,473,073	37.7%	2.65

【参考】平成16年度

	(単位:人)			
	奨学生数 (A)	全学生数 (B)	割合 (A/B)	何人に 1人
	588,249	2,505,923	23.5%	4.26
	47,878	225,995	21.2%	4.72
	80,178	202,554	39.6%	2.53
	6,605	56,076	11.8%	8.49
	103,453	628,630	16.5%	6.08
	826,363	3,619,178	22.8%	4.38

※大学・短期大学・高等専門学校の学生数は各年度における学校基本調査報告書、大学院・専修学校（専門課程）は各年度の日本学生支援機構調査によります。

JASSOが発足した平成16年度には、JASSO奨学金の貸与者割合は22.8%でしたが、平成28年度には37.7%に達し、特に短期大学、専修学校（専門課程）では4割超となっています。

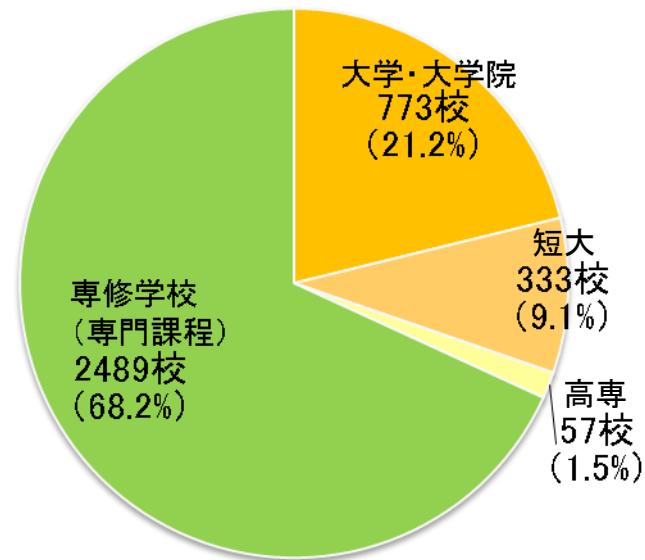
3,652校

JASSOから奨学金の貸与を受けている奨学生が在籍している学校は、3,652校に及びます（平成28年度末）。

このうち、専修学校（専門課程）が2,489校（68.2%）を占めています。

JASSOの奨学金は、専門的技術・技能の習得に向けて学ぶ学生を支える上でも重要な役割を果たしているのです。

貸与学生の在籍校



元奨学生の声（例）

JASSOには、返還を終えた元奨学生の方々から、多くの感謝の声が届いています。

今般奨学生完返還しました。
お世話になりました、ありがとうございました。
今は社会人とて眞面目に、
仕事や人生に何をあつます。
いいかげない人生をふくらたいと
思っています。

後に徐々に学生生活に暖か
向けて頂きやすように、お願ひ
致します。ありがとうございます。

私はお借りした奨学生で夜間部の大学を卒業し、教員免許と
司書の資格を取得することことができました。
お陰様で現在その資格を活かし、放課後児童クラブ（学童保育）
の支援員として勤めてあります。
父の病気などもあり、奨学生制度がなければ、大学に進むことは
難しく、又、この制度がなければ今の自分はなかつたと感つてあります。
今では家庭を持ち、二人の子供にも育てられました。本当に感謝
しております。

約20年前、学生生活のほとんどに
おいて奨学生による支援のおかげで、
両親の負担が軽減され、私自身、
勉学や学生生活が大変充実しました。
現在は就職、結婚、子育てで
忙しくも楽しく生活しております。
無事に全額を返還することができ、
安堵しております。今後とも学生
の経済的支援をよろしくお願
いします。長期にわたりお世
話をいたしました。ありがとうございます。

学生時代に お世話をなして 奨学生
の返還が 昨年 終わりました。

学生時代に思っていた「返還完了の頃の自分」
と「今の自分」との違いにびっくり
ですが、学生時代、経験は、間違
なく私の人生の糧となっていました。

元奨学生の声（例）

このたび、『奨学金返還完了証』
をいただき、お蔭様で大学生活を
有意義に過ごすことができ、今年返済
することになりました。長間ありがとうございました。
この度平成十四年度より奨学金を採用
していただき、お蔭様で大学生活を
有意義に過ごすことができ、今年返済
することになりました。長間ありがとうございました。
この度平成十四年度より奨学金を採用

今日で全額お返しました。
美術大学を卒業し、障害をもつ
子供達の学校で、図工・美術・芸術の
授業を行ないました。
車いすの子供達に絵を教えるのが
夢だったので、夢が叶ったのも
感謝しています。
ありがとうございました。
これから夢を叶える学生に
つながっていきましょう。

このたび、奨学金の返還完了証
をいただきました。無事、返還を終え
ることができ、正直、ほっとしているところ
です。受験を控えていた最中に阪神大
震災により家は半壊しました。かとか大
学に合格したものの、学費が大きな悩み
でした。奨学金のおかげで大学に通うこ
とができる、多くの仲間に出会えたことが、
今、私にとっての大きな財産です。

卒業後、地元企業へ無事就職が決まり、
早いもので10年目を向かえます。
経済不況が言われる中、3年間変わらず支えて下さった
貴重の皆様に心より御礼申し上げます。

皆様へのご恩と感謝を忘れず、より一層精進
して参りたいと思います。

私は大学在学中は奨学金を
お借りして大家庭生活に取り組んで
おりながら、コマースにて無予
料満足率返還も叶えられ
アパート、ナ・便をなんべく預金
して安心して学校に行けたこと
有難うござります。お世話

2億8千万円

平成28年度にJASSOがいただいた寄附※の総額です。

JASSOには、返還を終えた元奨学生等から、感謝の言葉とともに多くの寄附が寄せられています。

※ 海外留学に関するものと除く

寄附者の声（例）

大学生のとき4年間お世話になりました。

最近の社会状況を見て恩返しをしたく思いました。

返済が終わりましたので、少し余裕ができました。

小学生の時に父を亡くし、経済的に辛労していました。
奨学生のお蔭で今があると思ってあります。辛労している方や
お役に立ちたいと思いました。

平成27年8月に完済しましたが、追済期間がかかる長期に渡り
ご迷惑をおかけした点と、これまでの借り手後輩のことを思って
寄附を致しました。少しここで3年毎の寄附を続けています。

学生の時、奨学生にお世話になりました。

わざわざですが、ようやくある程度まとまらお金
が整いましたので、どうか留学している学生のために使っていただけ
れば幸いです。

これまで活躍していくこれまでにも、金無かり難時代に
育英金奨学生を利用させて頂いたお蔭であります事から、元でも
気が進んで貢献すると思ふ寄附の申請をさせていただきます。

息子がお借りしました全額まではできませんでした
これからも未来ある学生さんたちに感謝の気持ちを上返したいと思います。

JASSOでは、いただいたご寄附を被災学生の学業継続の支援、優れた業績を挙げた学生の奨励・支援等に大切に活用させていただいています。

平成28年度は、熊本地震等で家が全半壊した1,953人の学生に対し、支援金（一人10万円）を支給し、学業継続を支援しました。

支援を受けた学生の声（例）

- ・寄附者の皆様、この度は本当にありがとうございました。このお金は大学や地震復興のためのボランティア等で有効に使いたいと思います。
- ・多くの方々の寄附金ということで、寄附してくださった方々のあたたかい思いがとても嬉しく感謝の気持ちでいっぱいです。夢に向かって、学業をするために大切につかわせていただきます。

また、各分野で優れた業績を挙げた学生54人を顕彰し、更なる活動を奨励しました。

顕彰を受けた学生の声（例）



畠山 愛理さん 大賞（スポーツ分野）

私は、新体操を6歳から始め、16年間新体操一筋で頑張ってこれた事、そして、やはり苦しい事、挫折を乗り越えて、多くの方々に支えられ、ロンドンオリンピック、リオデジャネイロオリンピックの二大会に出場することができ、2回とも入賞をすることことができました。その事を評価していただけたこと、とてもありがとうございます。



高橋 揚子さん 大賞（学術分野）

”Always say YES“は私のモットーの1つです。私がしたことと言えば、いつも「やります、やってみたいです！」と言ったことしかなくて、「研究してみたい！」「留学行ってみたい！世界の舞台で自分を試してみたい！」「論文書いてみます（...できるかわからないけれど）」と言って、全力で向き合っているうちに、沢山の方々に教えてもらい支えられ、大学入学時は夢にも思っていなかった筆頭著者での4本の論文だったり、国際学会での発表、そしてこの優秀学生顕彰を受賞するに至っていました。

2. 奨学金の貸与

有利子から無利子へ

年間の貸与金額は、平成22年度に1兆円を突破しました。特に近年、国による『有利子から無利子へ』の流れの加速の方針の下、第一種奨学金（無利子）を拡充しています。

	貸与金額			貸与人数				
		第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)		第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)		
平成16年度	6,599億円	2,488億円	4,112億円	931千人	418千人	513千人		
17	7,250億円	2,522億円	4,727億円	978千人	401千人	577千人		
18	7,818億円	2,524億円	5,294億円	1,009千人	377千人	632千人		
19	8,250億円	2,473億円	5,777億円	1,037千人	349千人	688千人		
20	8,925億円	2,479億円	6,446億円	1,110千人	348千人	762千人		
21	9,596億円	2,486億円	7,110億円	1,181千人	358千人	823千人		
22	10,118億円	2,527億円	7,591億円	1,231千人	362千人	869千人		
23	10,586億円	2,565億円	8,021億円	1,290千人	379千人	910千人		
24	10,815億円	+25.7%	2,676億円	▲9.8%	8,139億円	1,319千人	402千人	917千人
25	10,933億円		2,811億円		8,123億円	1,339千人	427千人	912千人
26	10,805億円		3,011億円		7,794億円	1,336千人	462千人	874千人
27	10,638億円		3,158億円		7,480億円	1,324千人	487千人	837千人
28	10,465億円		3,225億円		7,240億円	1,310千人	500千人	810千人

※「貸与金額」および「貸与人数」には、海外留学奨学金分を含んでいます。

利率固定方式※1 **0.33%**

利率見直し方式※2 **0.01%**

平成29年3月に貸与を終了した方に対する第二種奨学金（有利子）の貸与利率です。

この利率は、JASSOが国から借り入れた財政融資資金を償還する時の利率と同率で設定されます。

つまり、JASSOは、返還者の皆様からいただいた利息をそのまま国へ償還しており、この利息によってJASSOが利益を得ているわけではありません。

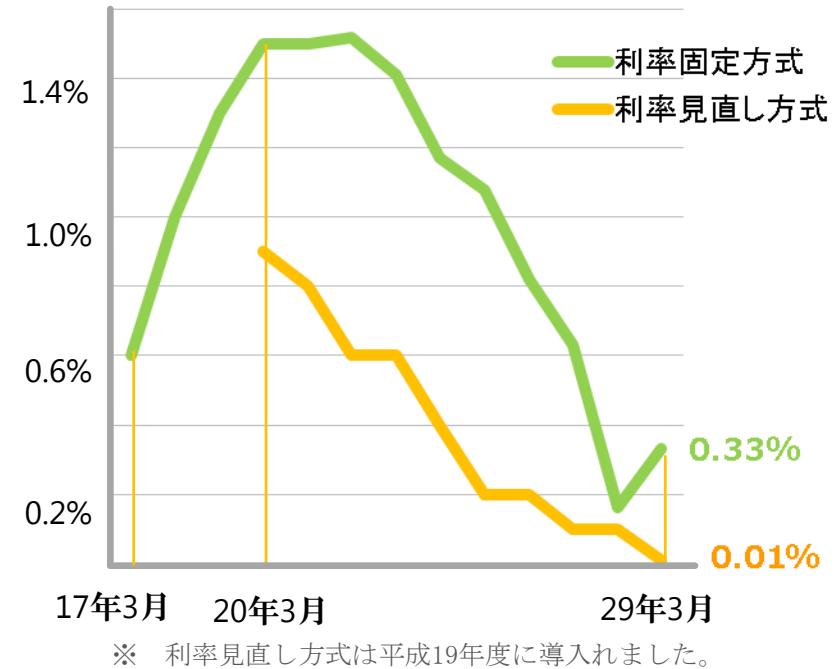
※1 「利率固定方式」を選択した場合、貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用され、将来、市場金利が上昇しても、下降しても、返還利率は変動しません。

※2 「利率見直し方式」を選択した、返還期間中、概ね5年ごとに見直された利率が適用されます。市場金利の上昇・下降に応じて利率が変動します。

第二種奨学金（有利子）の貸与利率の推移

貸与終了年月	利率見直し方式*	利率固定方式
平成17年3月	—	0.60%
平成18年3月	—	1.00%
平成19年3月	—	1.30%
平成20年3月	0.90%	1.50%
平成21年3月	0.80%	1.50%
平成22年3月	0.60%	1.52%
平成23年3月	0.60%	1.41%
平成24年3月	0.40%	1.17%
平成25年3月	0.20%	1.08%
平成26年3月	0.20%	0.82%
平成27年3月	0.10%	0.63%
平成28年3月	0.10%	0.16%
平成29年3月	0.01%	0.33%

* 概ね5年毎に見直された利率が適用されます。



貸与利率は、極めて低水準で推移しています。

将来、財政融資資金の利率が3%を超えた場合も貸与利率が3%を超えることはありません。
(法令の定めにより、3%が上限となっています。)

第一種奨学金 **237万円**
第二種奨学金 **343万円**

平成28年3月に貸与が終了した奨学生(大学(学部)) の、1人当たりの平均貸与総額※です。

貸を受けた奨学金は、必ず返還しなければなりません。奨学金の申込みをする前に、

- ✓ **本当に必要な最小限の金額はどのくらいなのか、**
- ✓ **どれだけの貸を受けたら、卒業後、何年間かけて、毎月いくら返還するのか**

を十分に考え、理解しておくことが大切です。

返還のことをよく考えずに利用したり、逆に心配し過ぎて利用をためらったりするのではなく、家計の状況や人生・生活設計、奨学金制度等を踏まえ、「正しく利用する」ことが重要です。

※ 1人が複数の奨学金の貸を受けた場合、複数人として計算しています。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

JASSOでは、奨学金の貸与希望者に対し、こう呼びかけています。

どのくらい借りると、どのくらいの期間、総額どのくらいを、毎月どのくらい返還しなければならないのか、JASSOのホームページで試算できます。

奨学金の代表的な返還例は下記のとおりで、**毎月1万5千円程度**となっています。

第一種奨学金(無利子)

私立大学(学部)で月額5万4千円の貸与を4年間受けた場合(自宅からの通学)

返還総額	月賦返還額	返還年数
2,592,000円	14,400円	15年

第二種奨学金(有利子)

月額8万円の貸与を4年間受けた場合(利率固定方式0.33%、平成29年3月貸与終了者)

返還総額	元金	利息	月賦返還額	返還年数
3,974,737円	3,840,000円	134,737円	16,561円	20年

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

機関保証の選択率 **46.7%**

奨学金を申し込む際、連帯保証人・保証人を立てなければならないと誤解されていませんか？そんなことはありません。これらを立てる「人的保証」の他に、「機関保証」を選べます。

機関保証とは、貸与期間中（在学中）に一定の保証料を支払うことにより、将来、万が一延滞した際に、保証機関（公益財団法人 日本国際教育支援協会）が返還者に代わりJASSOへ返還（代位弁済）する制度です。

代位弁済後も、返還者は保証機関に責任を持って返還する必要がありますが、この制度を利用する場合、連帯保証人（父母等）や保証人（おじ・おば等）を立てる必要はありません。

機関保証は、JASSOが設立された平成16年度の採用者から導入された比較的新しい制度ですが、平成29年4月採用者の**46.7%**がこの制度を選択されています。

「連帯保証人や保証人を頼みづらい」「両親や親戚に迷惑をかけたくない」「自己の意思と責任で奨学金を借りて進学したい」という方は是非この制度を利用いただければと思います。

機関保証の保証料（目安）

平成29年度採用者の保証料

第一種奨学金 [大学（学部）で48か月貸与を受けた場合]

区分		貸与月額	保証料月額 の目安
大 学	国・公・私立／自宅・自宅外共通	30,000円	947円
	国・公立 自宅	45,000円	1,515円
	自宅外	51,000円	1,821円
	私立 自宅	54,000円	1,928円
	自宅外	64,000円	2,666円

※ 平成29年4月以降に採用される方の保証料は、約15%引き下げられました。

第二種奨学金 [大学（学部）で48か月貸与を受けた場合]

区分	貸与月額	保証料月額 の目安
大 学	30,000円	1,121円
	50,000円	2,117円
	80,000円	4,320円
	100,000円	5,400円
	120,000円	6,480円

- 保証料は、貸与月額、貸与月数、返還期間、貸与利率（第二種奨学金）等により異なります。
- 保証料は、原則としてJASSOが振り込む毎月の奨学金から差し引く形で徴収し、保証機関に支払います。

8,641人
115億円

平成28年度に「特に優れた業績による返還免除制度」により、**奨学金の返還が免除**となった
大学院生の数と免除金額です。

この制度は、大学院（修士・博士）の第一種奨学金について、貸与期間終了時に、本人からの申請と校長からの推薦により、「特に優れた業績を挙げた者」として機構が認定した者の返還を全部又は一部免除するもので、**結果的に給付奨学金としての意味合い**を持っています。

3. 奨学金の返還

返還金 = 次世代への貸与原資

返還金は、次世代の学生への貸与奨学金の原資となります。また、奨学金事業には多額の公的資金が投入されており、これらは国民の皆様の負担となっています。したがって、貸与した奨学金は、確実に返還いただかなくてはなりません。

JASSOでは、

- 返還できる方からは、しっかりと返還いただき
- 返還が困難な方には、セーフティネットを活用いただく

ことが不可欠と考えています。

なお、一般的には、借りた金銭を返す行為は「返済」と表現されますが、JASSOの貸与奨学金については、このように資金を循環させながら事業を実施していくことから、「めぐつてもとにもどる」という意味を持つ「還」の文字を含む「返還」と表現しています。

7,884億円 73.1%

平成29年度予算では、7,884億円の返還金が奨学金貸与事業に充当されています（事業費の73.1%）。学生から学生へと資金を引き継ぐことにより、国民の皆様のより小さな負担で、より多くの若者を支援することが可能となっています。

区分	平成29年度予算	事業費に占める返還金の割合
事業費合計（A+B）	1兆781億円	—
うち返還金（C+D）	7,884億円	73.1%
内訳	第一種奨学金 事業費（A）	3,528億円
	うち返還金（C）	2,409億円
内訳	第二種奨学金 事業費（B）	7,238億円
	うち返還金（D）	5,475億円

総貸与残高

9兆円

返還を要する債権

7兆円

平成28年度末現在、奨学金の総貸与残高は9兆1793億円^{※1}となっています。このうち、

卒業等により返還段階に入った、返還を要する債権額は6兆7872億円^{※2}です。

JASSOは、これだけ大きな金額の奨学金を確実に次の世代へと引き継いでいく使命を負っています。

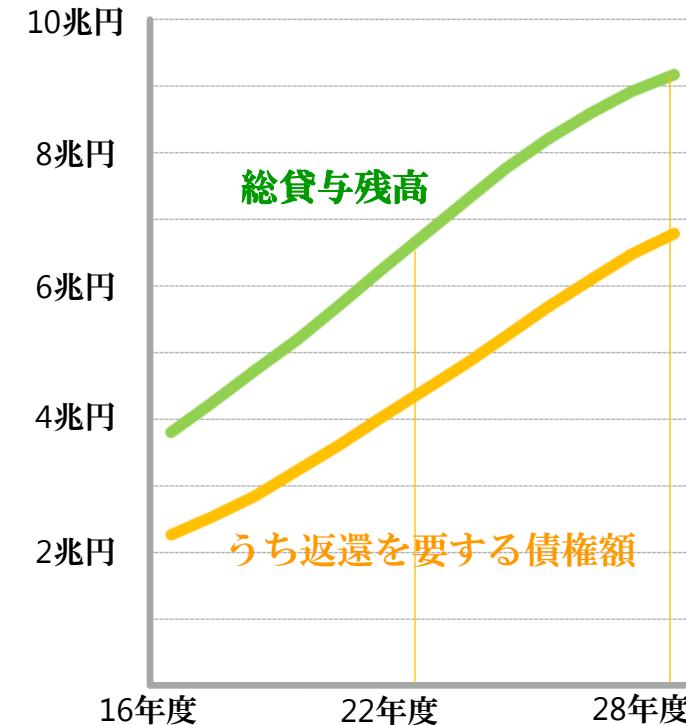
※1 大学等に在学中で現に奨学金の貸与を受けている学生への債権と、卒業等により返還段階に入った債権とを含む全債権の残高です。

※2 総貸付残高のうち卒業等により返還段階に入った債権の残高で、返還期限猶予中の債権を含みます。

なお、大学等に在学中で、現に貸与を受けている学生への債権は含みません。

総貸与残高・要返還債権残高の推移

	総貸与残高 ^{※1}	うち返還を要する債権 ^{※2}
平成16年度末	37,997億円	22,568億円
17	42,518億円	25,275億円
18	47,243億円	28,503億円
19	52,010億円	32,354億円
20	57,072億円	36,145億円
21	62,337億円	40,139億円
22	67,576億円	44,179億円
23	72,760億円	48,204億円
24	77,656億円	52,547億円
25	82,126億円	56,878億円
26	86,042億円	61,018億円
27	89,232億円	64,803億円
28	91,793億円	67,872億円



※1 大学等に在学中で現に奨学金の貸与を受けている学生への債権と、卒業等により返還段階に入った債権とを含む全債権の残高です。

※2 総貸付残高のうち卒業等により返還段階に入った債権の残高で、返還期限猶予中の債権を含みます。なお、大学等に在学中で、現に貸与を受けている学生への債権は含みません。

JASSOが発足した当初と比較して、総貸与残高は2.4倍、うち返還を要する債権額は3.0倍になりました。これらの金額は年々増加しています。

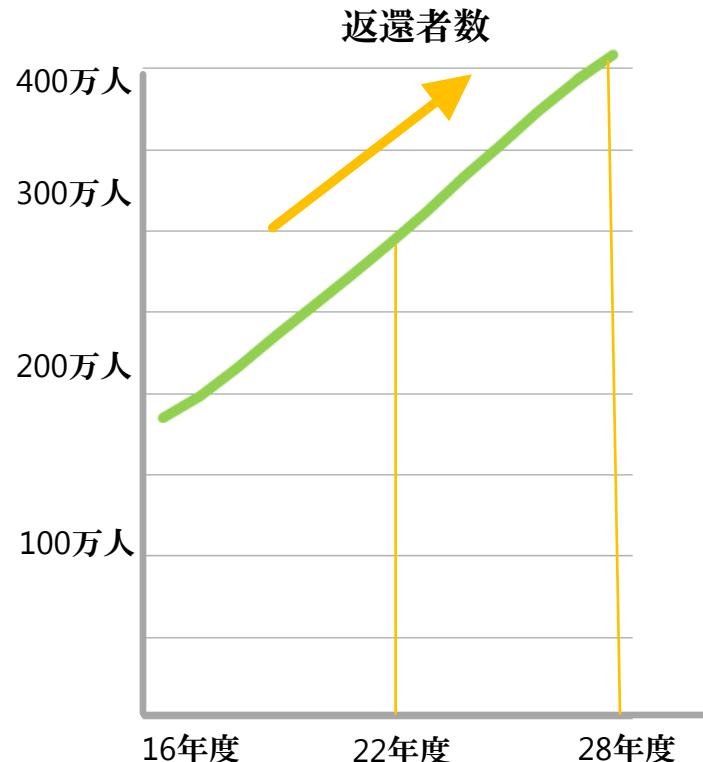
410万人

奨学金の返還を開始されている返還者の数※です。その数は年々増加し、平成28年度には400万人を突破しました。

JASSOでは事務の効率化を図りつつ、これらの方々からの返還金の確保に努めています。

※ 卒業等により返還段階に入った方の人数で、返還期限猶予中の方を含みます。大学等に在学中で現に貸与を受けている学生の方は含みません。

	返還者数
平成16年度末	1,848千人
17	1,989千人
18	2,156千人
19	2,356千人
20	2,538千人
21	2,731千人
22	2,920千人
23	3,117千人
24	3,334千人
25	3,535千人
26	3,741千人
27	3,928千人
28	4,095千人



26万9千件

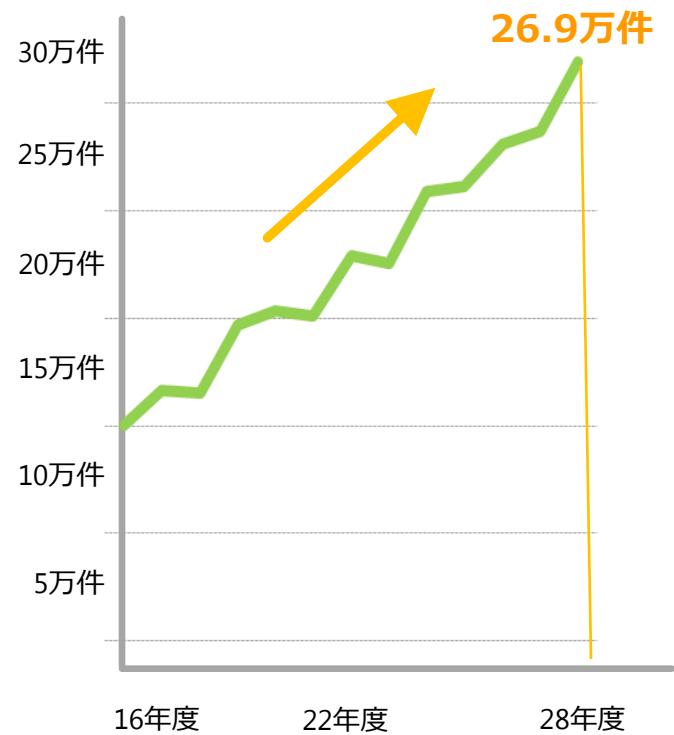
JASSOでは、返還者等に対し、年間約1,200万件の文書を郵送していますが、このうち26万9千件が「転居先不明」等で返送されており、その数は年々増加しています。

郵便物の返送により、残額のお知らせやセーフティネットのご案内など、重要な情報が届くのが遅れ、延滞の発生や状況の悪化などにつながるおそれがあります。

またJASSOでは、その方の住所を調査することになりますが、その費用は国民の皆様の負担となってしまいます。

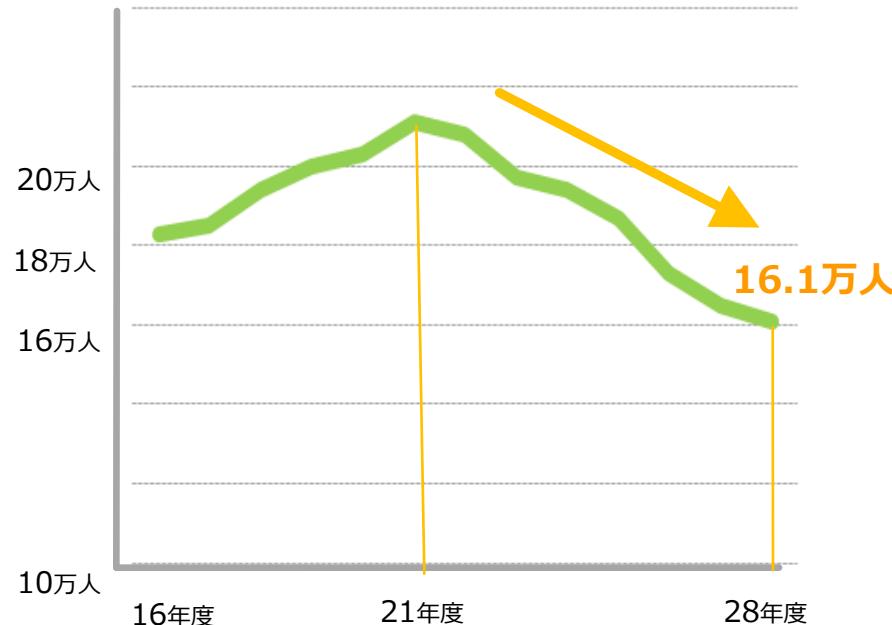
住所を変更した場合には、郵送のほか、WEBサイトや電話でも手続きできますので、必ず届け出させていただきたいと考えています。

郵便物の返戻件数の推移

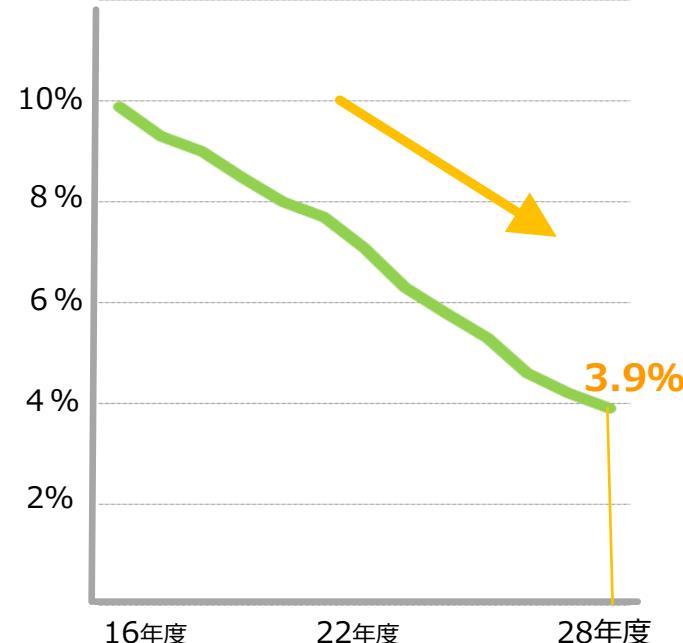


「奨学金の延滞者は増えている」？

3か月以上の延滞者数



返還者に占める3か月以上延滞者の割合



3か月以上延滞している返還者数は、21年度をピークに減少し続けています。

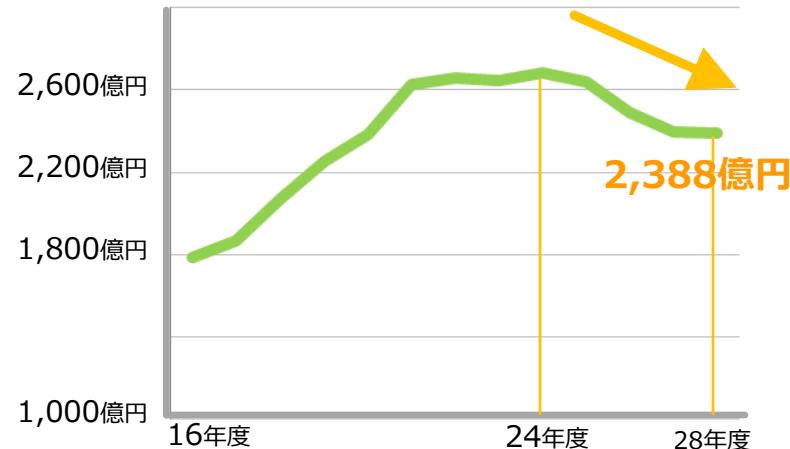
返還者に占める割合はJASSOが設立された16年度以降一貫して減少し続け、28年度末時点
で3.9%。ほとんどの方が、きちんと返還をされているのが現状です。

返還者数と延滞者数の推移

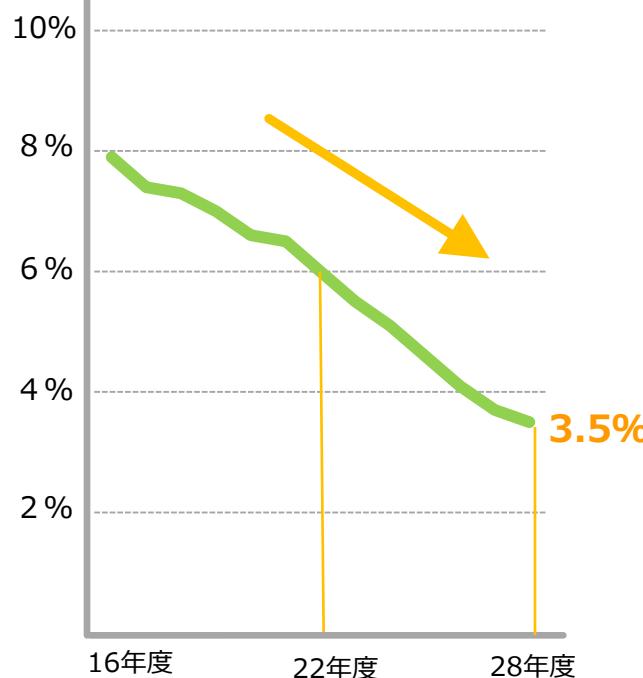
	返還者数 (A)	1日以上の 延滞者数 (B)	B/A	3か月以上の 延滞者数 (C)	C/A
平成16年度末	1,848千人	249千人	13.5%	183千人	9.9%
17	1,989千人	262千人	13.2%	185千人	9.3%
18	2,156千人	281千人	13.0%	194千人	9.0%
19	2,356千人	297千人	12.6%	200千人	8.5%
20	2,538千人	310千人	12.2%	203千人	8.0%
21	2,731千人	336千人	12.3%	211千人	7.7%
22	2,920千人	341千人	11.7%	208千人	7.1%
23	3,117千人	331千人	10.6%	197千人	6.3%
24	3,334千人	334千人	10.0%	194千人	5.8%
25	3,535千人	334千人	9.4%	187千人	5.3%
26	3,741千人	328千人	8.8%	173千人	4.6%
27	3,928千人	328千人	8.3%	165千人	4.2%
28	4,095千人	335千人	8.2%	161千人	3.9%

「1日以上の延滞者」には、残高不足等によりうっかり延滞してしまった方も含まれますが、その後の入金や返還期限猶予等の申請により、多くの方が3か月以内に延滞を解消しています。

3か月以上の延滞債権額



要返還債権額に占める
3か月以上延滞債権額の割合



3か月以上の延滞債権額は、平成24年度末をピークとして減少し、要返還債権額に占める3か月以上の延滞債権額の割合は、JASSOの設立以降一貫して減少しています。

人数だけでなく、延滞債権額※を見ても、年々、奨学金事業の運営の健全化が進んでいることが分かります。

※ 要返還債権額のうち各年度末時点で3か月以上延滞している債権の残高で、返還期限猶予中の債権は含みません。 35

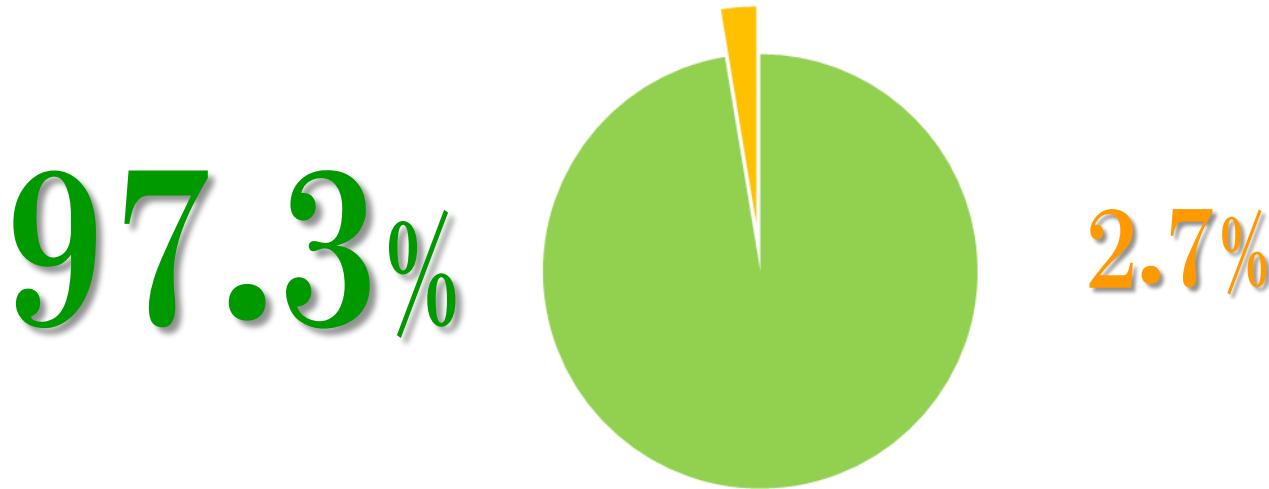
要返還債権額と延滞債権額の推移

	要返還債権額 (A) ※1	1日以上の 延滞債権額 (B) ※2	B/A	3ヶ月以上の 延滞債権額 (C) ※2	C/A
平成16年度末	22,568億円	2,644億円	11.7%	1,787億円	7.9%
17	25,275億円	2,900億円	11.5%	1,864億円	7.4%
18	28,503億円	3,283億円	11.5%	2,074億円	7.3%
19	32,354億円	3,635億円	11.2%	2,253億円	7.0%
20	36,145億円	3,971億円	11.0%	2,386億円	6.6%
21	40,139億円	4,561億円	11.4%	2,629億円	6.5%
22	44,179億円	4,730億円	10.7%	2,660億円	6.0%
23	48,204億円	4,755億円	9.9%	2,647億円	5.5%
24	52,547億円	4,931億円	9.4%	2,682億円	5.1%
25	56,878億円	5,064億円	8.9%	2,639億円	4.6%
26	61,018億円	5,089億円	8.3%	2,491億円	4.1%
27	64,803億円	5,175億円	8.0%	2,396億円	3.7%
28	67,872億円	5,400億円	8.0%	2,388億円	3.5%

※1 総貸付残高のうち卒業等により返還段階に入った債権の残高で、返還期限猶予中の債権を含みます。
なお、大学等に在学中で、現に貸与を受けている学生への債権は含みません。

※2 要返還債権額のうち各年度末時点で1日以上又は3か月以上延滞している債権の残高で、返還期限猶予中の債権は含みません。

「うっかり忘れ」を含む**1日以上の延滞債権額**で見ても、その割合は**減少傾向**にあります。



平成28年度の新規返還者の返還率※は、97.3%に達しています。返還を要する金額に占める未返還金額の割合は、2.7%に過ぎません。

ほとんどの方が卒業後、返還を開始した段階からきちんと返還いただいているが、返還が困難な事情がある場合には、返還期限猶予制度や減額返還制度をご利用いただいている。

※ 平成28年度から新たに返還を始めた返還者の「平成28年度中に返還しなければいけない割賦金」に対する「同年度末までに返還された金額」の比率です。

新規返還者の返還率の推移

	要返還額 (A)	返還額(B)	B／A
平成16年度	120億円	112億円	93.4%
17	131億円	123億円	93.8%
18	151億円	141億円	93.7%
19	170億円	161億円	94.7%
20	174億円	168億円	96.3%
21	184億円	177億円	96.0%
22	188億円	182億円	96.4%
23	197億円	190億円	96.7%
24	215億円	208億円	96.8%
25	228億円	221億円	97.0%
26	240億円	233億円	97.2%
27	246億円	239億円	97.4%
28	246億円	239億円	97.3%

新規返還者の返還率は、JASSOの設立以来、上昇傾向にあります。これも、学校の担当者にご協力いただきながら、奨学生の返還意識の涵養や奨学金制度に対する理解の促進に努めてきたことのあらわれと考えています。

4. 返還困難時のセーフティネット

セーフティネット

奨学金を返還したくても、どうしても返還できないこともあると思います。

そのような場合に備え、次のようなセーフティネット（救済制度）が用意されています。

- ① 減額返還制度
- ② 返還期限猶予制度
- ③ 死亡・心身障害による返還免除制度

返還が困難な事情がある場合には、放置せず、必ずご相談いただき、延滞状態に陥る前に、是非これらのセーフティネットをご活用いただきたいと考えています。

月々の返還額を減らし 無理なく確実に返還

例えば、『毎月、14,000円を返すのは厳しいな。半分の7,000円なら返せるんだけど…』といったこともあるでしょう。そのような場合、月々の返還額を $1/2$ または $1/3$ にする「減額返還制度」が利用可能です。

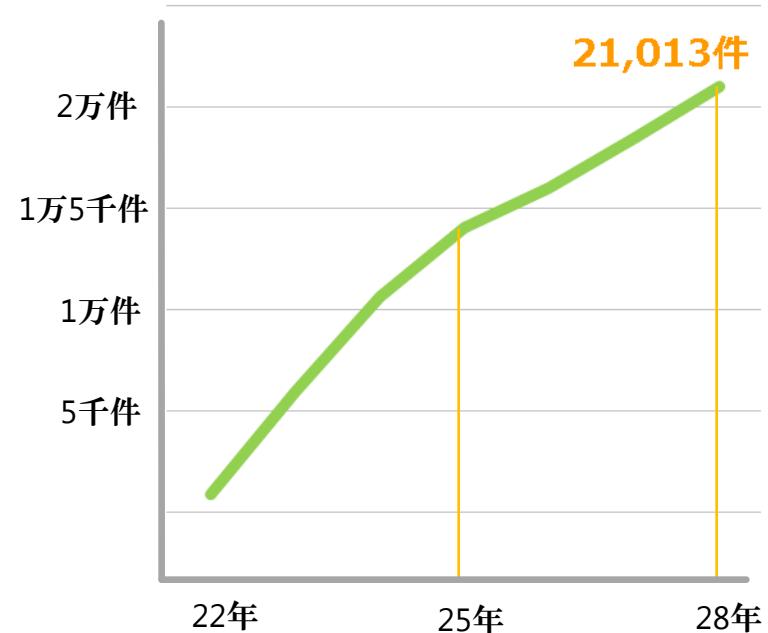
この制度は、災害、傷病、その他経済的理由により返還が困難な方の中で、当初約束していた割賦金を減額すれば返還可能である方を対象としています。

月々の返還額が少なくなる分、返還期間は長くなりますが、将来の負担は確実に減っていきますので、該当される場合は、是非この制度を活用いただければと考えています。

- ※ 返還期間は長くなりますが、第二種奨学金（有利子）の利息の支払額は変わりません。
- ※ 一回の申請につき適用期間は12か月で、最長15年（180か月）まで延長可能です。

減額返還制度の承認件数

	減額返還承認件数
平成22年度	900件
23	5,987件
24	10,664件
25	14,079件
26	16,017件
27	18,464件
28	21,013件



減額返還制度は、平成22年度に創設された比較的新しい制度ですが、制度の周知徹底の取組等により、件数は年々増加し、平成28年度には21,013件に上っています。

さらに、平成29年4月より、従来の1/2に加え、1/3の減額も選択可能とし、制度をより使いやすいものへと改善しました。

一定期間、返還をお待ちします

事情があって返還が困難な場合、返還期限を先延ばしにして、一定期間、返還をお待ちするのが「返還期限猶予制度」です。

制度のイメージ



【このような場合に返還が猶予されます※】

傷病、災害、生活保護受給中、入学準備中、失業中、経済困難、産前・産後休業、育児休業、在学中、海外留学中など

※ 每年申請が必要で、適用期間は通算10年間が限度ですが、次の場合は制限年数はありません。

⇒傷病、災害、生活保護受給中、産休・育休、在学中、海外留学など

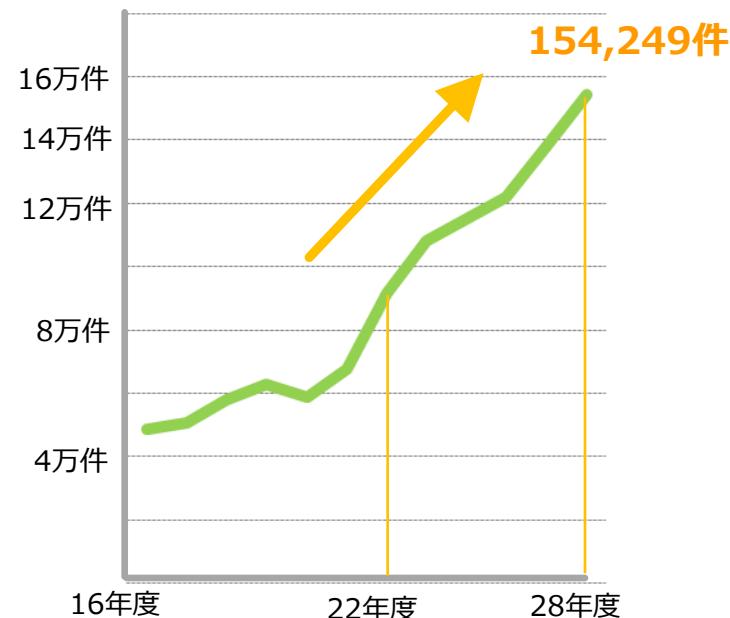
※ 平成24年度以降の第一種奨学金採用時に認定された低所得世帯の者については、返還開始後、一定の収入（給与所得者収入300万円、給与所得者以外所得200万円）を得るまでは期間の制限なく猶予を受けられます。ただし、本人が被扶養者であるときは、乳幼児の保育など特定の要件に該当しない限り、通常の取扱い（10年制限）となります。

※ 第二種奨学金（有利子）の場合、猶予されている期間は新たな利息はかかりません。

返還期限猶予制度の承認件数

	返還猶予※承認件数
平成16年度	48,531件
17	50,612件
18	58,014件
19	62,850件
20	58,859件
21	67,552件
22	91,492件
23	108,362件
24	114,938件
25	121,803件
26	137,561件
27	148,090件
28	154,249件

返還猶予※承認件数の推移



※ 在学を理由とする猶予（在学猶予）を除く猶予（一般猶予）の件数です。

制度の周知徹底の取組等により、経済困難等を理由とした返還猶予（一般猶予）の件数は年々増加し、平成28年度には154,249件に上り、JASSOが設立された平成16年度の3倍以上に達しています。

減額返還、返還期限猶予の適用に当たっての扶養への配慮

「経済困難」により減額返還や返還期限猶予を申請する場合、給与所得者は年間収入が300万円、それ以外の方は年間所得が200万円以下であることが必要です。

しかし、この額を超える場合でも、**被扶養者1人につき38万円を控除**したり、これらの医療費を控除したりして収入・所得を計算できるなど、扶養についても配慮されています。

例えば、**配偶者と子2人を扶養**している場合、

- ① 給与所得者は、**年間収入が439万円以下であれば減額返還、414万円以下であれば返還期限猶予を**、
- ② それ以外の方は、年間所得が339万円以下であれば減額返還、314万円以下であれば返還期限猶予を申請することが可能です。

※ 減額返還については別途25万円を控除できるため、返還期限猶予とは適用額が異なっています。

5. 延滞者への対応

866億円

ほとんどの方がきちんと返還をされ、延滞額の割合もJASSOの設立以来、減少を続けてはいますが、なおもこれほどの額が、入金も返還期限猶予等の手続きも無いまま、延滞になっているのも事実です。

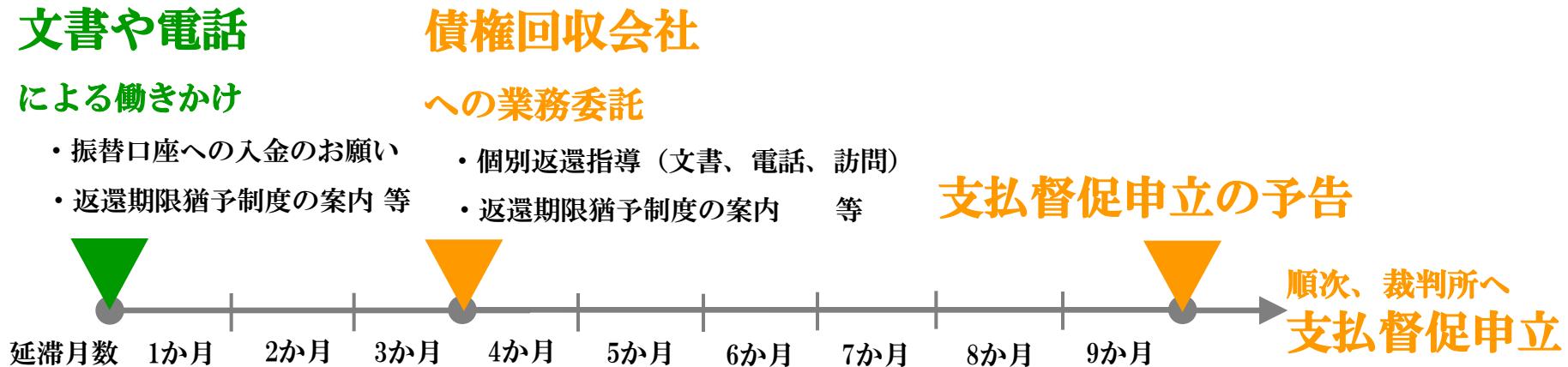
貸与奨学金の原資は、奨学生からの返還金や国民の税金等の公的資金であり、**返還に向け、延滞者に対して適切に対応していくことが必要**です。

延滞額の推移

	返還を要する債権額 (A)	うち延滞額※ (B)	(B) / (A)
平成16年度	22,568億円	507億円	2.2%
17	25,275億円	562億円	2.2%
18	28,503億円	614億円	2.2%
19	32,354億円	660億円	2.0%
20	36,145億円	723億円	2.0%
21	40,139億円	797億円	2.0%
22	44,179億円	852億円	1.9%
23	48,204億円	876億円	1.8%
24	52,547億円	925億円	1.8%
25	56,878億円	957億円	1.7%
26	61,018億円	898億円	1.5%
27	64,803億円	880億円	1.4%
28	67,872億円	866億円	1.3%

※ 当該年度末時点で1日以上未返還となっている返還期限が到来した割賦金の合計額。返還期限が未到来の割賦金は含まれません。

延滞者に対する対応の流れ*



このように、延滞者への働きかけは、延滞期間等に応じ、段階を踏んで行っています。
ある日突然に裁判所への手続を執るということはありません。

* 上記は、人的保証選択者に対する対応の流れですが、機関保証選択者に対しても、段階を踏んで対応しています。具体的には、督促にもかかわらず返還に応じず、延滞が解消しない場合には、JASSOから保証機関に対し代位弁済を請求し、代位弁済後、保証機関から代位弁済額の請求（求償権の行使）が行われこととなります。

文書や電話による働きかけ

奨学金の返還は、通常、毎月の口座引落しにより行います。

口座残高が不足するなどにより引落しができなかった場合、**延滞3か月までの間**、毎月、

- 文書による返還の督促と返還期限猶予制度等のご案内
- 電話による「引落しができなかった」旨や「返還困難な事情がある場合には相談いただきたい」旨等のご案内をしています。

これらの働きかけの結果、引落しが出来なかつた方の多くが、3か月以内に延滞を解消しています。

個々の返還者の実情に合わせた対応

多くの方が、入金やセーフティネットの活用により、3か月以内に延滞を解消されます。

しかし、延滞期間がある程度長期化した場合には、個々の返還者の実情に合わせた対応が必要になると考えます。

JASSOでは、**延滞4か月から9か月までの間**、個々の返還者の実情に合わせたきめ細やかな返還のご案内ができるよう、**債権回収会社（サービサー）**※に回収業務を委託し、

- 個別の返還指導
- 返還期限猶予制度のご案内

などを行っています。

※ 債権回収会社は、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣の許可・監督を受けている事業者であり、不適切な回収業務等は規制されています。

多重債務化の防止

いわゆる「ブラックリスト」というものは存在しません。

JASSOが利用している個人信用情報機関は、皆様がクレジットカードを作ったり、携帯電話を分割払い購入したりする際に登録される機関と同様の機関です。

一般に、金融機関等でローン等の契約をする場合、延滞の有無に関係なく、始めから個人情報を登録します。しかしJASSOの場合、延滞3か月以上にならなければ登録はしていません。

これは、ペナルティではなく、奨学金を延滞している方が、他の金融機関から重複して過剰に借り入れを行ってしまうといった多重債務化を防ぐために実施している措置です。

なお、延滞が解消された場合には「延滞を解消し、きちんと返している」という情報が登録されることになります。

個人信用情報機関への登録件数の推移

	登録件数※1	(債権数) 同意書提出者数※2
平成22年度	4,469件	672,617件
23	6,908件	1,038,004件
24	9,871件	1,417,952件
25	13,047件	1,825,875件
26	17,279件	2,218,406件
27	20,350件	2,599,974件
28	21,242件	2,955,034件

※1 各年度中に新たに個人信用情報機関に個人情報を登録した件数です。

※2 3か月以上延滞した場合に個人信用情報機関へ個人情報を登録される旨の「同意書」を提出した要返還者の債権数で、各年度末時点での数値を集計しています。

個人信用情報機関への登録は、その旨を同意された方のみが対象となります。

JASSOが「同意書」の提出を必須としたのは、平成21年度以降に貸与を受けた方からで、それ以前の「同意書」未提出者について登録がなされることはありません。

一見、登録件数が急増しているかのように見えますが、これは、母数（同意書の提出件数）が多くなっていることによるものです。

法的処理

人的保証を選択した方については、文書や電話による働きかけや、債権回収会社による個別返還指導を経ても、連絡も取れず、入金も返還期限猶予制度の申請もない場合、法的処理を実施します。

ただし、延滞9か月を超えたからと言って、直ちに裁判所への手続きに入る訳ではありません。必ず、事前に「裁判所へ支払督促申立をする」旨を予告する文書をお送りし、それでも返還猶予の手続きや入金がない場合には、裁判所への手続きを執ることになります。

一方、機関保証を選択した方については、JASSOから保証機関への請求が行われ、保証機関が返還者に代わって弁済を行います（代位弁済）。その後は、保証機関から返還者に対し、代位弁済した債務の請求が行われます（求償権の行使）。

返還に困難がある場合には、このような段階に至るまでに、必ずご相談いただきたいと考えています。

JASSOでは、平成20年度以降の「行政支出総点検会議」や「行政減量・効率化有識者会議」等の指摘もあり、返還金という次世代の奨学金の原資を確保するため、法的処理の早期化を図ってきました。

法的処理のうち、訴訟に移行した件数は、5,845件（28年度）です。「訴訟」と聞くと、非常に厳しいもののように感じられるかもしれません。

しかし、実態としてはほとんどの場合、分割返還による和解で解決しており、一度延滞してしまった方に改めて返還していただくための「再スタートの機会」となっています。

法的処理件数の推移

返還者数 (A)	法的処理件数 (単位: 債権)				
	支払督促申立 (B)		異議申立 (C)		
	JASSOが、裁判所 に対して支払督促 申立をした件数	(A) に対 する比率	裁判所からの支払督 促に対し、返還者が 異議申立を行い、通 常の訴訟へ移行した 件数	(A) に対 する比率	
平成16年度	1,848千人	208件	0.01%	58件	0.00%
17	1,989千人	454件	0.02%	266件	0.01%
18	2,156千人	1,181件	0.05%	547件	0.03%
19	2,356千人	2,857件	0.12%	1,407件	0.06%
20	2,538千人	2,173件	0.09%	1,504件	0.06%
21	2,731千人	7,713件	0.28%	4,233件	0.15%
22	2,920千人	7,390件	0.25%	4,143件	0.14%
23	3,117千人	10,005件	0.32%	5,946件	0.19%
24	3,334千人	9,583件	0.29%	6,193件	0.19%
25	3,535千人	9,043件	0.26%	6,082件	0.17%
26	3,741千人	8,495件	0.23%	5,039件	0.13%
27	3,928千人	8,713件	0.22%	5,432件	0.14%
28	4,095千人	9,106件	0.22%	5,845件	0.14%

6. 奨学金制度の拡充

返還不要な奨学生で、進学を後押し

経済的な理由で大学等への進学を断念せざるを得ない生徒の進学を、**返還が不要な奨学生**で後押しします。平成30年度からの本格実施に先立ち、平成29年度より先行実施しています。

対象

大学（学部）、短期大学、専修学校（専門課程）に進学を予定している人、及び高等専門学校3年生から4年生に進級する予定の人であって、以下のいずれかに該当する人

- 住民税（所得割）非課税世帯の人、又は生活保護受給世帯の人
- 社会的養護を必要とする人※

※18歳時点で児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームに入所している人若しくは入所していた人、又は18歳時点で里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されている人若しくは養育されていた人

基準

高等学校等では、JASSOから提示するガイドラインを踏まえて推薦基準を定め、これに基づいて選考を行い、給付奨学生にふさわしい者を推薦枠の範囲内※で、JASSOに推薦します。

※ 推薦枠は、各高等学校等卒業者等の第一種及び第二種奨学生の新規貸与者のうち、非課税世帯相当と見込まれる者の過去実績数を基にJASSOから配分されます。（各高等学校等に最低1名は配分されます。）

※ 社会的養護を必要とする人については、推薦枠の範囲外で推薦されます。

給付月額

区分	自宅通学	自宅外通学
国・公立	20,000円	30,000円
私立	30,000円	40,000円

※ 国立で授業料の全額免除を受ける場合、給付月額が減額されます。

※ 社会的養護が必要な人には、別途一時金として入学時に24万円を支給します。

低所得世帯の学生の成績基準を実質撤廃

平成29年入学者から、従来、評定平均値3.5以上を要件としていた第一種奨学金の成績基準を低所得世帯※の学生について実質的に撤廃。奨学金を特に必要とする全ての学生が貸与を受けられるようになりました。

※ 住民税（所得割）が非課税の世帯を指します。

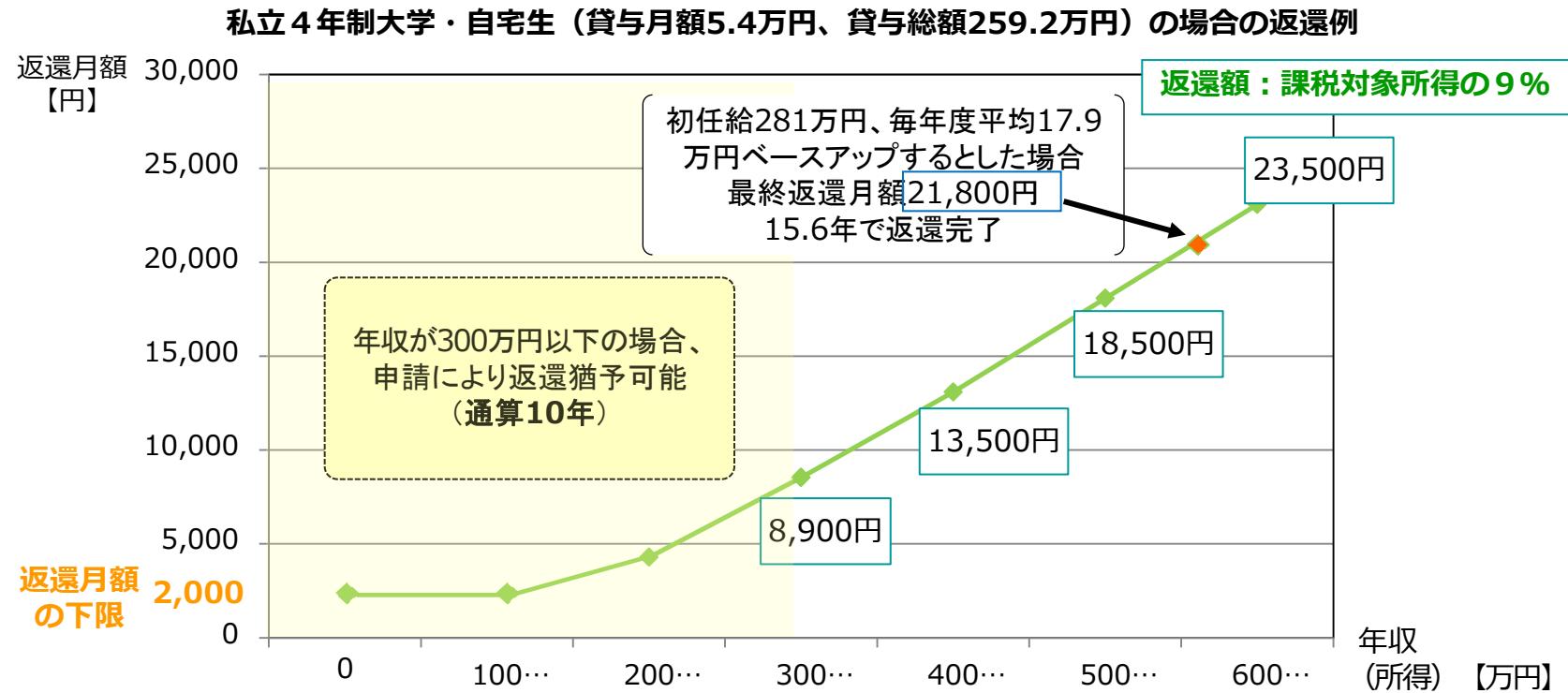
基準を満たす全ての希望者に貸与

従来は、貸与基準を満たしていても予算上の制約から第一種奨学金を貸与できない場合がありました。平成29年度入学者から貸与人員を大幅に増やし、全ての希望者が貸与を受けられるようになりました。

貸与奨学金をさらに返還しやすく

① 第一種奨学金に、所得連動返還方式を導入

平成29年度の採用者より、従来の「定額返還方式」に加え、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還方式」を選択できるようになりました。



② 減額返還制度に、返還額を1/3に減額する方式を追加

※ 詳細は41・42ページをご参照ください。

おわりに

様々な報道等をご覧になって、JASSOの奨学金について誤解していたり、不安を抱いていた方也有ったのではないかでしょうか。

JASSOでは、奨学金について正しく理解し、安心してご利用いただけるよう、本資料の他にも正確でわかりやすい情報提供の充実に努めています。

例えば、平成29年度より「スカラシップ・アドバイザー」を高等学校等に派遣し、進学のための資金計画について助言等を行います。

また、わかりやすい動画「**そうだったのか！奨学金**」を作成しウェブで公開しています。

JASSOは、国の貸与奨学金・給付奨学金事業の実施機関として、さらなる情報提供の充実を含め、今後とも適切に事業を運営してまいります。



https://youtu.be/EgvVeOSOAHQ?list=PL9tfTbed-oUuNMZ2H9ShYd7W2TYY_COt3

編集・発行
独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）
政策企画部広報課
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL 03 (6743) 6011
<http://www.jasso.go.jp/>